

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第29号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

「第

目次中「第3節の2 総合政策部に属する出先機関（第57条の8・第57条の9）」を

3節の2 総合政策部に属する出先機関

第1款 サハリン事務所（第57条の8・第57条の9） に、 「第4款 削除

第2款 ASEAN事務所（第57条の10・第57条の11） 」 第5款 北海道博物館（第74

を 「第4款 動物愛護センター（第69条－第73条） に、 「女性相談援助セン

条－第78条）」 第5款 北海道博物館（第74条－第78条） 」 に、 「女性相談援助セン

ター」を「女性相談支援センター」に、「第6款 ASEAN事務所（第165条－第169条）」を「第6款 削除」に改める。

第5条第2項の表総務部の項中「行政局」を「行政局 イノベーション推進局」に、「財政局 教育法人局」を「財政局」に改め、同表農政部の項中「食の安全推進局」を「食の安全・みどりの農業推進局」に改め、同表水産林務部の項中「森林環境局」を「森林海洋環境局」に改め、同条第3項の表中水産局の項を削る。

第6条第2項の表行政局の項中「財産課 改革推進課」を「学事課 法人団体課」に改め、同項の次に次のように加える。

イノベーション推進局	改革推進課 情報政策課 財産課
------------	-----------------

第6条第2項の表教育・法人局の項を削り、同表次世代社会戦略局の項中「情報政策課 科学技術振興課」を「科学技術振興課」に改め、同表経済企画局の項中「経済企画課 国際経済課」を「経済企画課」に改め、同表ゼロカーボン推進局の項中「ゼロカーボン戦略課 地球温暖化対策課」を「ゼロカーボン戦略課」に改め、同表食の安全推進局の項中「食の安全推進局」を「食の安全・みどりの農業推進局」に改め、同表水産局の項中「水産振興課 漁港漁村課」を「漁港漁場課」に改め、同表森林環境局の項中「森林環境局」を「森林海洋環境局」に、「森林活用課 道有林課」を「森林海洋環境課 道有林課 成長産業課」に改め、同条第3項の表自然環境課の項及びスポーツ振興課の項を削り、同表に次のように加える。

食 品 政 策 課	みどりの食料システム戦略室
-----------	---------------

第7条第2項の総務部行政局の事項中第4号から第7号までを次のように改める。

- （4）私立学校に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- （5）総合教育会議の運営及び教育関連施策の総合調整に関すること（教育委員会の所掌に属するもの及び他部の主管に属するものを除く。）。
- （6）宗教法人に関すること。
- （7）公益法人及び公益信託に関すること。

第7条第2項の総務部行政局の事項に次の2号を加える。

- （8）組合等の検査に関すること。
- （9）北海道公立大学法人札幌医科大学の運営に関すること。

第7条第2項の総務部行政局の事項の次に次の1事項を加える。

総務部イノベーション推進局

- （1）業務の改革の企画及び総合調整に関すること。
- （2）行政運営の基本原則の企画調整に関すること。
- （3）情報システムの運営に係る指導及び支援に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- （4）庁用情報通信基盤の整備及び運用管理に関すること。
- （5）公有財産に関すること。
- （6）本庁の庁舎周辺地域の整備に関すること。
- （7）道有施設等の効率的かつ計画的な維持管理活動に関すること。

第7条第2項の総務部教育・法人局の事項を削り、同項の総合政策部国際局の事項を次のように改める。

総合政策部国際局

- （1）国際化施策の企画及び調整並びに国際交流に関すること。
- （2）経済交流に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の経済部経済企画局の事項を次のように改める。

経済部経済企画局

経済施策に係る企画及び総合調整に関すること。

第7条第2項の農政部食の安全推進局の事項を次のように改める。

農政部食の安全・みどりの農業推進局

- (1) 食の安全・安心の施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) みどりの食料システム戦略に関すること。

第7条第2項の農政部農村振興局の事項に次の1号を加える。

- (3) 農地行政に関すること（他局の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の水産林務部水産局の事項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 沿岸漁場の整備及び開発に関すること。

第7条第2項の水産林務部水産局の事項中第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同項の水産林務部森林環境局の事項を次のように改める。

水産林務部森林海洋環境局

- (1) 栽培漁業及び水産に係る試験研究並びに漁業技術の改良普及に関すること。
- (2) 水産物の流通及び加工に関すること。
- (3) 木育を通じた協働の森林づくり及び林業の普及に関すること。
- (4) 道有林野の整備管理に関すること。
- (5) 林業の普及に関すること。

第7条第3項の水産林務部水産局全国豊かな海づくり大会推進室の事項を削る。

第8条の総務課の事項中第9号及び第10号を削る。

第8条の2第1項の文書課の事項の次に次の2事項を加える。

学事課

- (1) 私立学校に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 宗教法人に関すること。
- (3) 高等教育に関する調査・支援に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 総合教育会議の運営及び教育関連施策の総合調整に関すること（教育委員会の所掌に属するもの及び他部の主管に属するものを除く。）。

法人団体課

- (1) 公益法人制度及び公益信託制度に係る事務に関すること。
- (2) 認可特定保険業者の認可及び監督に関すること。
- (3) 関与団体の運営指導に係る事務の総括に関すること。
- (4) 消費生活協同組合の検査に関すること。
- (5) 中小企業等協同組合及び信用保証協会の検査に関すること。
- (6) 農業協同組合、土地改良区その他の農業関係団体の検査に関すること。

(7) 水産業協同組合その他の水産関係団体の検査に関すること。

(8) 森林組合の検査に関すること。

(9) 北海道公立大学法人札幌医科大学の運営の推進管理に関すること。

(10) 地方独立行政法人に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第8条の2第1項の財産課の事項及び改革推進課の事項を削る。

第8条の5を削り、第8条の4を第8条の5とし、第8条の3を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1号を加える。

（総務部イノベーション推進局の課）

第8条の3 総務部イノベーション推進局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

改革推進課

- (1) 業務の改革の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 行政運営の基本原則の企画調整に関すること。
- (3) 行政事務の管理の総合調整に関すること。
- (4) 建設工事等に係る入札契約手続の監視に関すること。
- (5) 内部通報制度に関すること。
- (6) 内部統制制度に関すること。
- (7) 外部監査に関すること。

情報政策課

- (1) 情報システムの運営に係る指導及び支援に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 庁用情報通信基盤の整備及び運用管理に関すること。

財産課

- (1) 公有財産に係る事務の統括に関すること。
- (2) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 公有財産管理事務に係る集中処理に関すること（知事が別に定めるものに限る。）。
- (4) 本庁の庁舎周辺地域の整備に関すること。
- (5) 道有施設等の効率的かつ計画的な維持管理活動に関すること。
- (6) 道有資産所在市町村交付金に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 庁用の電気の管理に関すること。
- (8) 本庁及び総合振興局等の庁舎並びに公館、公邸及び宿舍の維持管理に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第9条の4第1項の国際課の事項中第7号を第10号とし、第6号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) ASEAN事務所に関すること。

第9条の4第1項の国際課の事項中第5号の次に次の2号を加える。

(6) 貿易の振興に関すること。

(7) 海外との経済交流に関する情報収集及び調整に関すること。

第9条の5第1項の情報政策課の事項を削る。

第10条の3第1項の自然環境課の事項に次の1号を加える。

(7) 動物愛護センターに関すること。

第10条の3中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条の3第1項のスポーツ振興課の事項第7号中「オリンピック・パラリンピック競技大会等の支援・連携」を「障がい者スポーツの推進」に改め、同条第2項を削る。

第12条の6の子ども家庭支援課の事項第4号中「女性相談援助センター」を「女性相談支援センター」に改める。

第13条の2の国際経済課の事項を削る。

第13条の3の食産業振興課の事項第2号中「道産食品の輸出の拡大」を「北海道食の輸出拡大戦略」に改める。

第13条の5のゼロカーボン戦略課の事項を次のように改める。

ゼロカーボン戦略課

(1) 脱炭素化の推進に係る企画及び総合調整に関すること。

(2) 地球温暖化対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(3) 気候変動適応の推進に関すること。

第13条の5の地球温暖化対策課の事項を削り、同条のゼロカーボン産業課の事項に次の1号を加える。

(5) 地域エネルギー資源の利活用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第14条（見出しを含む。）中「農政部食の安全推進局」を「農政部食の安全・みどりの農業推進局」に改め、同条の食品政策課の事項第2号中「確保」の次に「及び食の安全・安心基本計画」を加え、同事項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) みどりの食料システム戦略の推進に係る企画及び総合調整に関すること。

第14条の食品政策課の事項に次の2号を加える。

(11) 農業に係る環境保全に関すること。

(12) 農業に係るバイオマスに関すること。

第14条に次の1項を加える。

2 みどりの食料システム戦略室の分掌事務は、前項の食品政策課の分掌事務のうち第9号から第12号までに掲げる事務とする。

第14条の2の技術普及課の事項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とする。

第14条の3の農地調整課の事項第6号中「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項第9号を削る。

第14条の4の農業施設管理課の事項に次の1号を加える。

(12) 国有農地並びに開拓財産等の管理及び処分並びにこれらに係る会計事務に関すること。

第16条の水産経営課の事項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、同条の水産振興課の事項を削り、同条の漁港漁村課の事項中「漁港漁村課」を「漁港漁場課」に改め、同事項に次の2号を加える。

(3) 沿岸漁場の整備開発に関すること。

(4) 沿岸水産資源開発区域に関すること。

第17条（見出しを含む。）中「水産林務部森林環境局」を「水産林務部森林海洋環境局」に改め、同条の森林活用課の事項を次のように改める。

森林海洋環境課

(1) 水産業に係る環境保全に関すること。

(2) 海洋環境変動対策に関すること。

(3) 木育を通じた協働の森林づくりに関すること。

(4) 森林吸収源対策に関すること。

第17条に次の1事項を加える。

成長産業課

(1) 栽培漁業に関すること。

(2) 水産業及び林業の成長産業化に関すること。

(3) 漁業生産構造の改革に関すること。

(4) 沿岸漁業の振興に関すること。

(5) 水産に係る試験研究等の調整に関すること。

(6) 水産物の衛生管理に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

(7) 水産食品産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

(8) 漁業技術の改良普及に関すること。

(9) 林業の普及指導に関すること。

第20条の2の都市計画課の事項第2号中「宅地造成」の次に「及び特定盛土等」を加える。

第20条の3の建築指導課の事項第15号中「向上」を「向上等」に改める。

第29条の表中

北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会	行政局財産課
北海道入札監視委員会	行政局改革推進課

を <table border="1"> <tr><td>北海道私立学校審議会</td><td>行政局学事課</td></tr> <tr><td>北海道いじめ調査委員会</td><td>行政局学事課</td></tr> <tr><td>北海道公益認定等審議会</td><td>行政局法人団体課</td></tr> <tr><td>北海道地方独立行政法人評価委員会</td><td>行政局法人団体課</td></tr> <tr><td>北海道入札監視委員会</td><td>イノベーション推進局改革推進課</td></tr> <tr><td>北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会</td><td>イノベーション推進局財産課</td></tr> </table>	北海道私立学校審議会	行政局学事課	北海道いじめ調査委員会	行政局学事課	北海道公益認定等審議会	行政局法人団体課	北海道地方独立行政法人評価委員会	行政局法人団体課	北海道入札監視委員会	イノベーション推進局改革推進課	北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会	イノベーション推進局財産課	<table border="1"> <tr><td></td><td>公共事業の施行等に関すること。</td></tr> <tr><td></td><td>後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。</td></tr> <tr><td></td><td>後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。</td></tr> </table> 第40条の5第4項の表留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課の事項及び留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所の事項中「道路」の次に「、漁港及び海岸」を加え、同表オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課の事項を次のように改める。 <table border="1"> <tr> <td>オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課</td> <td>オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。</td> </tr> </table> 第40条の5第4項の表オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課の事項の次に次のように加える。 <table border="1"> <tr> <td>オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所</td> <td>オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。</td> </tr> </table> 第40条の5第4項のオホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所の事項中「等に関すること」の次に「（漁港及び海岸に関するものを除く。）」を加え、「（道路に関することに限る。）」を削り、同表釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課の事項の次に次のように加える。 <table border="1"> <tr> <td>釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所</td> <td>釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。</td> </tr> </table> 第57条の8の前に次の款名を付する。 第1款 サハリン事務所 第57条の8の見出し及び第57条の9の見出し中「サハリン事務所の」を削る。 第3章第3節の2中第57条の9の次に次の款名及び2条を加える。 第2款 ASEAN事務所 （設置） 第57条の10 道行政の推進に必要なASEAN地域（東南アジア諸国連合構成国の国内の地		公共事業の施行等に関すること。		後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。		後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。		オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。	オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。		オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。	釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。
北海道私立学校審議会	行政局学事課																												
北海道いじめ調査委員会	行政局学事課																												
北海道公益認定等審議会	行政局法人団体課																												
北海道地方独立行政法人評価委員会	行政局法人団体課																												
北海道入札監視委員会	イノベーション推進局改革推進課																												
北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会	イノベーション推進局財産課																												
	公共事業の施行等に関すること。																												
	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。																												
	後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。																												
オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。																												
	オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。																												
オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。																												
	オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。																												
釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。																												
に、 <table border="1"> <tr><td>北海道功労賞表彰候補者選考委員会</td><td>人事局人事課</td></tr> <tr><td>北海道私立学校審議会</td><td>教育・法人局学事課</td></tr> <tr><td>北海道いじめ調査委員会</td><td>教育・法人局学事課</td></tr> <tr><td>北海道公益認定等審査会</td><td>教育・法人局法人団体課</td></tr> <tr><td>北海道地方独立行政法人評価委員会</td><td>教育・法人局法人団体課</td></tr> </table>	北海道功労賞表彰候補者選考委員会	人事局人事課	北海道私立学校審議会	教育・法人局学事課	北海道いじめ調査委員会	教育・法人局学事課	北海道公益認定等審査会	教育・法人局法人団体課	北海道地方独立行政法人評価委員会	教育・法人局法人団体課																			
北海道功労賞表彰候補者選考委員会	人事局人事課																												
北海道私立学校審議会	教育・法人局学事課																												
北海道いじめ調査委員会	教育・法人局学事課																												
北海道公益認定等審査会	教育・法人局法人団体課																												
北海道地方独立行政法人評価委員会	教育・法人局法人団体課																												
を <table border="1"> <tr><td>北海道功労賞表彰候補者選考委員会</td><td>人事局人事課</td></tr> </table>	北海道功労賞表彰候補者選考委員会	人事局人事課																											
北海道功労賞表彰候補者選考委員会	人事局人事課																												
に、 <table border="1"> <tr><td>北海道子どもの未来づくり審議会</td><td>子ども政策局子ども政策企画課</td></tr> <tr><td>北海道青少年健全育成審議会</td><td>子ども政策局子ども家庭支援課</td></tr> </table>	北海道子どもの未来づくり審議会	子ども政策局子ども政策企画課	北海道青少年健全育成審議会	子ども政策局子ども家庭支援課																									
北海道子どもの未来づくり審議会	子ども政策局子ども政策企画課																												
北海道青少年健全育成審議会	子ども政策局子ども家庭支援課																												
を <table border="1"> <tr><td>北海道こども施策審議会</td><td>子ども政策局子ども政策企画課</td></tr> </table>	北海道こども施策審議会	子ども政策局子ども政策企画課																											
北海道こども施策審議会	子ども政策局子ども政策企画課																												
に、「食の安全推進局食品政策課」を「食の安全・みどりの農業推進局食品政策課」に、「森林環境局森林活用課」を「森林海洋環境局森林海洋環境課」に改める。 第40条の5第4項の表後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所の事項中「道路に関することに限る」を「漁港及び海岸に関するものを除く」に改め、同表後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所の事項を次のように改める。 <table border="1"> <tr> <td>後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所</td> <td>後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所の担当区域に係る</td> </tr> </table>	後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所	後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。		後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所の担当区域に係る																									
後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所	後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。																												
	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所の担当区域に係る																												

域をいう。次条において同じ。）における行政機関等との連絡及び調整、経済交流の促進及び観光事業の振興等を行うため、ASEAN事務所を設置する。

2 ASEAN事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道ASEAN事務所	シンガポール共和国

（所掌事務）

第57条の11 ASEAN事務所は、次の事務を所掌する。

- （1）道行政の推進に必要なASEAN地域における行政機関等との連絡及び調整に関すること。
- （2）経済交流に係る支援及び協力に関すること。
- （3）観光事業の振興及び企業誘致の促進に関すること。
- （4）各種情報の収集及び提供並びに北海道の情報の発信に関すること。
- （5）その他ASEAN地域との交流に関すること。

第3章第4節第4款を次のように改める。

第4款 動物愛護センター

（名称及び位置）

第69条 北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）により設置された動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
北海道立動物愛護センター	江別市	北海道一円

（所掌事務）

第70条 動物愛護センターは、次の事務を所掌する。

- （1）犬及び猫の引取り、譲渡等に関すること。
- （2）動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- （3）その他動物の愛護及び適正な飼養のため必要な業務を行うこと。

第71条から第73条まで 削除

第3章第5節第15款の款名を次のとおり改める。

第15款 女性相談支援センター

第145条中「北海道立女性相談援助センター条例」を「北海道立女性相談支援センター条例」に、「女性相談援助センターの」を「女性相談支援センターの」に改め、同条の表中「北海道立女性相談援助センター」を「北海道立女性相談支援センター」に改める。

第146条中「女性相談援助センター」を「女性相談支援センター」に改め、同条各号を次のように改める。

- （1）困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立

場に立って相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- （2）困難な問題を抱える女性及びその女性が同伴する家族（以下この条及び次条において「困難な問題を抱える女性等」という。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- （3）困難な問題を抱える女性等の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- （4）困難な問題を抱える女性等が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- （5）困難な問題を抱える女性等が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- （6）困難な問題を抱える女性等を入所させて、その保護を行うとともに、自立の促進のためにその生活を支援すること。
- （7）その他設置の目的を達成するために必要な事業

第147条中「女性相談援助センター」を「女性相談支援センター」に改め、同条の相談支援課の事項第1号から第5号までを次のように改める。

- （1）困難な問題を抱える女性に係る相談又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関の紹介及びこれに付随する調査に関すること。
- （2）困難な問題を抱える女性等の緊急時における安全の確保及び一時保護に関すること。
- （3）困難な問題を抱える女性等への医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。
- （4）困難な問題を抱える女性等への就労の支援等に関する制度の利用等について、情報の提供その他の援助を行うこと。
- （5）困難な問題を抱える女性等が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

第147条の相談支援課の事項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同事項第6号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同号を同事項第7号とし、同事項第5号の次に次の1号を加える。

- （6）入所者に対する生活支援及び健康管理に関すること。

第3章第6節第6款を次のように改める。

第6款 削除

第165条から第169条まで 削除

別表第1の2の事項の表空知総合振興局保健環境部深川社会福祉事務出張所の項中「妹背牛町」を「上砂川町 新十津川町 妹背牛町」に改め、同表渡島総合振興局保健環境部松前

社会福祉事務出張所の項中

「松前町」を

「松前町 福島町」に改め、同表留萌振興局保健環境部天塩社会福祉

事務出張所の項中「遠別町」を「初山別村 遠別町」に改め、同表オホーツク総合振興局保健環境部遠軽社会福祉事務出張所の項中「遠軽町 湧別町」を「佐呂間町 遠軽町 湧別町」に改める。

別表第9中

総合政策部	次世代社会戦略監	上司の命を受け、未来技術の活用及び情報化の総合的な推進等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-------	----------	--

を

総務部	イノベーション推進監	上司の命を受け、業務改革及びファシリティマネジメント改革等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
総合政策部	グローバル戦略推進監	上司の命を受け、国際政策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	次世代社会戦略監	上司の命を受け、未来技術の活用及び情報化の総合的な推進等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

に、

農政部	食の安全推進監	上司の命を受け、食の安全・安心に係る施策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-----	---------	---

を

農政部	食の安全・みどりの農業推進監	上司の命を受け、食の安全・安心及びみどりの食料システム戦略に係る施策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
水産林務部	森と海の未来づくり推進監	上司の命を受け、環境変動への対応及び成長産業化に係る施策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

に改める。

別表第10の(1)の事項の表出先機関の項中「精神保健福祉センター及び女性相談援助センター」を「動物愛護センター、精神保健福祉センター及び女性相談支援センター」に改める。

別表第11の(1)の事項の表中「女性相談援助センター」を「女性相談支援センター」に、

「精神保健福祉センター」を「動物愛護センター 精神保健福祉センター」に、

北海道博物館の総務部	主幹	部長を補佐し、部の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。	を
------------	----	--------------------------------	---

ASEAN事務所 病虫害防除所	主幹	上司の命を受け、所の所掌する事務を処理する。	に、
北海道博物館の総務部	主幹	部長を補佐し、部の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。	

ASEAN事務所 病虫害防除所	主幹	上司の命を受け、所の所掌する事務を処理する。	を
高等技術専門学院の訓練管理課	主幹	上司の命を受け、民間人材育成支援に関する特定の事務を処理する。	

高等技術専門学院の訓練管理課	主幹	上司の命を受け、民間人材育成支援に関する特定の事務を処理する。	に、
----------------	----	---------------------------------	----

「北海道博物館の部 衛生研究所」を「動物愛護センター 北海道博物館の部 衛生研究所」に改める。

別表第15の(1)の事項の表中

副主幹	上司の命を受け、特定の事務に従事する。	」を に改める。
副主幹	上司の命の受け、特定の事務に従事する。	
調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調整等に関する事務を処理するとともに、職員の指導、支援、助言等に関する事務に従事する。	

別表第16病虫害防疫所長の項中「農政部生産振興局技術普及課農業環境担当課長」を「農政部生産振興局技術普及課長」に改める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総務部総務課（庁舎保全に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部イノベーション推進局財産課
総務部行政局財産課	総務部イノベーション推進局財産課
総務部行政局改革推進課	総務部イノベーション推進局改革推進課
総務部教育・法人局学事課	総務部行政局学事課
総務部教育・法人局法人団体課	総務部行政局法人団体課
総合政策部次世代社会戦略局情報政策課	総務部イノベーション推進局情報政策課
環境生活部自然環境局自然環境課動物愛護管理センター	動物愛護センター
環境生活部スポーツ局スポーツ振興課オリンピック・パラリンピック連携室	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課
経済部経済企画局国際経済課	総合政策部国際局国際課
経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課（地球温暖化対策に関する事務並びに気候変動適応の推進及び啓発に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課
経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課（地域の脱炭素化、森林吸収源及び	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課

道有施設脱炭素化に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	
経済部労働政策局産業人材課（外国人材の受入れに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部国際局国際課
農政部食の安全推進局食品政策課	農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課
水産林務部水産局水産経営課（水産物の衛生管理及び水産食品産業の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部森林海洋環境局成長産業課
水産林務部水産局水産振興課（水産基盤整備事業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部水産局漁港漁場課
水産林務部水産局水産振興課（海獣被害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課
水産林務部水産局水産振興課（海獣被害、水産基盤整備事業に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	水産林務部森林海洋環境局成長産業課
水産林務部水産局漁港漁村課	水産林務部水産局漁港漁場課
水産林務部林務局林業木材課（スマート林業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部森林海洋環境局成長産業課
水産林務部林務局森林計画課（森林吸収源対策及び国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課
水産林務部森林環境局森林活用課（林業の普及指導に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課
水産林務部森林環境局森林活用課（林業の普及指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部森林海洋環境局成長産業課
水産林務部森林環境局道有林課	水産林務部森林海洋環境局道有林課
女性相談援助センター	女性相談支援センター

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総務部行政局財産課長	総務部イノベーション推進局財産課長	総務部総務課主幹（庁舎保全に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部イノベーション推進局財産課課長補佐
総務部行政局財産課管理運用担当課長	総務部イノベーション推進局財産課管理運用担当課長	環境生活部自然環境局自然環境課動物愛護管理センター主幹	動物愛護センター次長
総務部行政局改革推進課長	総務部イノベーション推進局改革推進課長	農政部食の安全推進局食品政策課課長補佐（環境保全型農業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課主幹
総務部教育・法人局学事課長	総務部行政局学事課長	農政部農村振興局農業施設管理課主幹（事業財産に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農村振興局農業施設管理課課長補佐
総務部教育・法人局学事課学務調整担当課長	総務部行政局学事課学務調整担当課長	建設部まちづくり局都市計画課主幹（宅地に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市計画課課長補佐
総務部教育・法人局法人団体課長	総務部行政局法人団体課長	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課主査（母子保健に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課母子保健係長
総務部教育・法人局法人団体課大学法人担当課長	総務部行政局法人団体課大学法人担当課長	経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課温暖化対策係長	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課温暖化対策係長
総合政策部次世代社会戦略局情報政策課長	総務部イノベーション推進局情報政策課長	経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課地域脱炭素係長	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課地域脱炭素係長
総合政策部次世代社会戦略局情報政策課情報基盤担当課長	総務部イノベーション推進局情報政策課情報基盤担当課長	農政部生産振興局技術普及課農業環境係長	農政部生産振興局技術普及課植物防疫係長
環境生活部自然環境局自然環境課動物愛護管理センター所長	動物愛護センター所長	農政部農村振興局農業施設管理課主査（事業財産に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農村振興局農業施設管理課事業財産係長
環境生活部スポーツ局スポーツ振興課オリンピック・パラリンピック連携室長	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課障がい者スポーツ・競技力向上担当課長	水産林務部水産局水産経営課水産流通係長	水産林務部森林海洋環境局成長産業課水産流通係長
経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課地球温暖化対策促進担当課長	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課地域脱炭素担当課長	水産林務部水産局水産経営課輸出促進係長	水産林務部森林海洋環境局成長産業課輸出促進係長
経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課森林吸収源担当課長	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課森林吸収源担当課長	水産林務部水産局水産振興課環境保全係長	水産林務部森林海洋環境局成長産業課成長産業係長
経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課道有施設脱炭素化担当課長	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課道有施設脱炭素化担当課長	水産林務部水産局水産振興課栽培振興係長	水産林務部森林海洋環境局成長産業課栽培振興係長
水産林務部水産経営課水産食品担当課長	水産林務部森林海洋環境局成長産業課水産食品担当課長	水産林務部水産局水産振興課水産支援係長	水産林務部森林海洋環境局成長産業課水産支援係長
水産林務部水産局水産振興課長	水産林務部森林海洋環境局成長産業課長	水産林務部水産局水産振興課漁場整備係長	水産林務部水産局漁港漁場課漁場整備係長
水産林務部水産局水産振興課漁場事業担当課長	水産林務部水産局漁港漁場課漁場事業担当課長	水産林務部水産局水産振興課漁場事業係	水産林務部水産局漁港漁場課漁場事業係
水産林務部水産局水産振興課首席普及指導員	水産林務部森林海洋環境局成長産業課首席普及指導員		
水産林務部水産局漁港漁村課長	水産林務部水産局漁港漁場課長		
水産林務部森林環境局森林活用課長	水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課長		
水産林務部森林環境局森林活用課首席普及指導員兼林業普及担当課長	水産林務部森林海洋環境局成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長		
水産林務部森林環境局道有林課長	水産林務部森林海洋環境局道有林課長		

長	長
水産林務部水産局漁港漁村課計画係長	水産林務部水産局漁港漁場課計画係長
水産林務部水産局漁港漁村課事業係長	水産林務部水産局漁港漁場課事業係長
水産林務部水産局漁港漁村課管理係長	水産林務部水産局漁港漁場課管理係長
水産林務部森林環境局森林活用課活用調整係長	水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課環境調整係長
水産林務部森林環境局森林活用課木育推進係長	水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課木育推進係長
水産林務部森林環境局道有林課道有林管理係長	水産林務部森林海洋環境局道有林課道有林管理係長
水産林務部森林環境局道有林課道有林整備係長	水産林務部森林海洋環境局道有林課道有林整備係長
建設部まちづくり局都市計画課主査（宅地に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市計画課宅地係長
向陽学院自立支援課自立指導係長	向陽学院自立支援課主査
向陽学院自立支援課生活指導係長	向陽学院自立支援課主査
空知総合振興局保健環境部社会福祉課保護第一係長	空知総合振興局保健環境部社会福祉課保護係長

（北海道職員倫理規則の一部改正）

4 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第30号を第33号とし、第15号から第29号までを3号ずつ繰り下げ、同表第14号中「食の安全推進監」を「食の安全・みどりの農業推進監」に改め、同号を同表第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

17 森と海の未来づくり推進監

別表第1中第13号を第15号とし、第5号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

6 グローバル戦略推進監

別表第1中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同表に第1号として次の1号を加える。

1 イノベーション推進監